

岡山県の最低賃金

地域別最低賃金		効力発生日
時間額	1,047 円	令和7年 12月1日

● 「地域別最低賃金」は、岡山県内で働くすべての労働者に適用されます。

特 定 最 低 賃 金	時 間 額	効力発生日
耐 火 物 製 造 業	1,074 円	令和8年 2月4日
鉄 鋼 業	1,166 円	令和7年 12月27日
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	1,103 円	令和8年 1月17日
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,090 円	令和8年 1月4日
自動車・同附属品製造業	1,083 円	令和8年 1月21日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,159 円	令和8年 1月1日

業種分類は日本標準産業分類(令和5年7月改定)に基づくものです。

● 表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する「特定最低賃金」が適用されます。
ただし、次に掲げる者は適用されないことから、「地域別最低賃金」が適用されます。

- ① 18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

● 次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金
- ④ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金

ちゃんと チェック！
最低賃金

働く人も、雇う人も、
確認を忘れずに☑



岡山県最低賃金のマスコット
サイチンじゃがあー

賃金引上げ特設ページ

- ・賃金引上げに向けた取り組み事例の紹介
- ・地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能
- ・政府の支援策の紹介

詳しくは賃金引上げ
特設ページでチェック



<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/chingin/>

賃金引上げ特設ページ 検索



支援対策

◎「働き方改革」無料相談

岡山働き方改革推進支援センター
0120-947-188

○業務改善助成金／働き方改革推進支援助成金

問合せ先：岡山労働局雇用環境・均等室
086-224-7639

○キャリアアップ助成金

問合せ先：岡山労働局職業対策課 助成金事務室
086-238-5301

賃金引上げ
など

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

最低賃金制度 検索



岡山労働局 賃金室 TEL(086)225-2014
岡山労働基準監督署 TEL(086)225-0591
倉敷労働基準監督署 TEL(086)422-8177
津山労働基準監督署 TEL(0868)22-7157
笠岡労働基準監督署 TEL(0865)62-4196
和気労働基準監督署 TEL(0869)93-1358
新見労働基準監督署 TEL(0867)72-1136



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

岡山労働局

岡山労働局 検索

<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

ちゃんとチェック！最低賃金

最低賃金制度とは？

最低賃金法に基づいて国が賃金の最低金額（最低賃金）を定めており、使用者は最低賃金額以上の賃金を支払うことが義務付けられています。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたこととなります。

このため、最低賃金未満の賃金を支払っている場合には、最低賃金額との差額（不足分）を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金には最低賃金法の罰則（50万円以下の罰金）が定められ、特定最低賃金には労働基準法の罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

最低賃金額以上かどうかの チェック方法は？

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかの確認は、「最低賃金の対象となる賃金額」と「適用される最低賃金額」を以下の方法で比較します。

- (1) 時間給制の場合
時間給 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- (2) 日給制の場合
日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- (3) 月給制の場合
月給 $\div$ 1箇月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額（時間額）
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制、その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。



岡山県最低賃金のマスコットのサイチンじゃがー

【日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法】

岡山県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で1日あたり6,800円、各種手当は月給制で1月あたり40,000円（職務手当が月25,000円、通勤手当が月15,000円）が支払われています。M月は20日間働き、賃金の総額は176,000円となりました。なお、Bさんの会社は、年間所定労働日数は250日、1日の所定労働時間は8時間で、岡山県の最低賃金は時間額1,047円とします。

Bさんの賃金が最低賃金額以上となっているかは、次のように確認します。

- (1) Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象とならない通勤手当を除きます。
 $40,000円 - 15,000円 = 25,000円$
- (2) 基本給（日給制）と手当（月給制）を時間額に換算して合計すると、
基本給の時間換算額 $6,800円 \div 8時間 / 日 = 850円 / 時間$
手当の時間換算額 $(25,000円 \times 12か月) \div (250日 \times 8時間) = 150円 / 時間$
合計の時間換算額 $850円 + 150円 = 1,000円 (< 1,047円)$
となり、最低賃金額を下回ることから、最低賃金額以上に賃金額を見直す必要があります。

M月の基本給	136,000円
〔日給（日額）	6,800円〕
〔労働日数	20日〕
各種手当	40,000円
〔職務手当	25,000円〕
〔通勤手当	15,000円〕
合計	176,000円
労働時間／日	8時間
年間労働日数	250日
岡山県の最低賃金	1,047円

WEBで確認！最低賃金に関する特設サイト
<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

最低賃金制度 検索



岡山労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>

岡山労働局 検索

